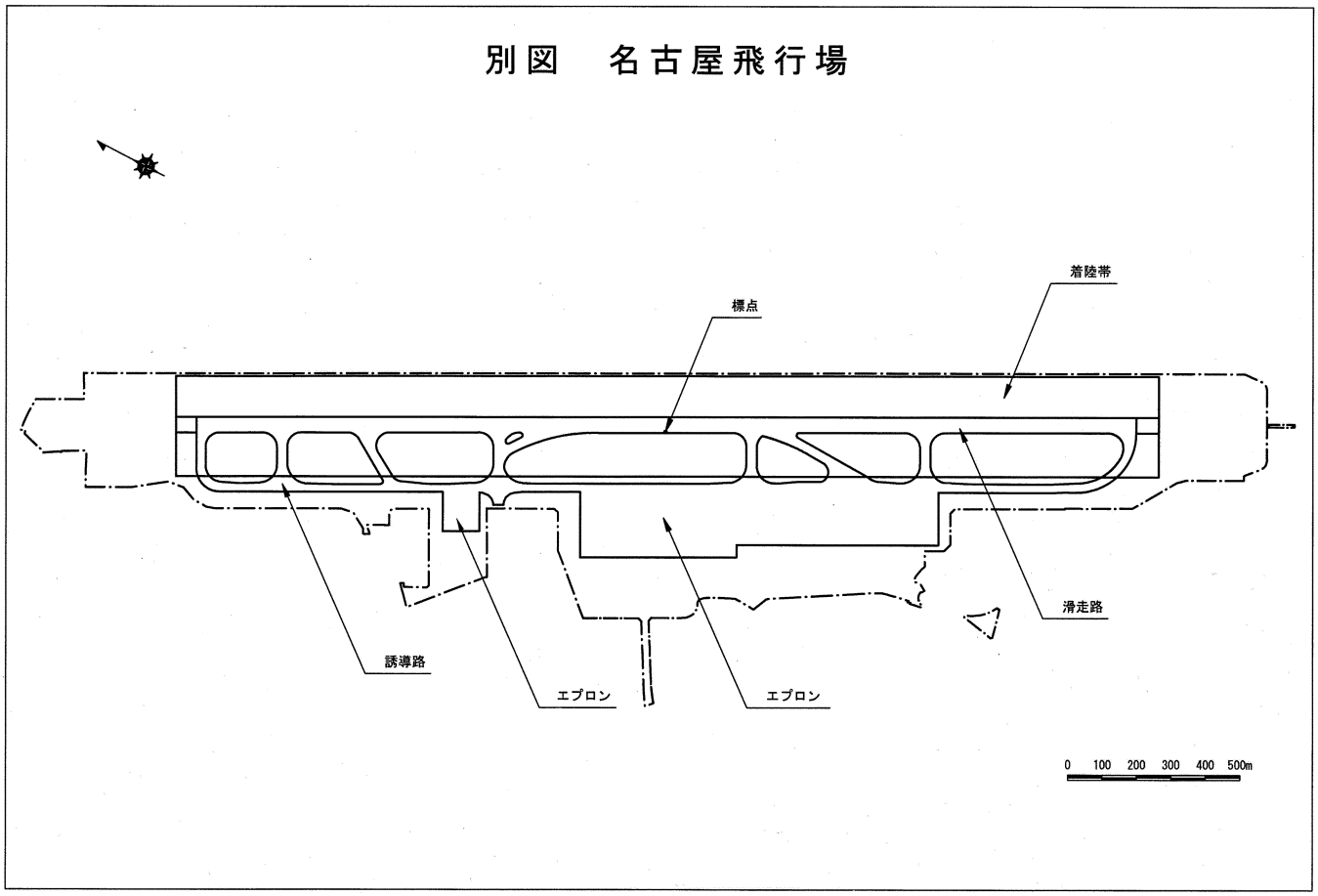
別図　名古屋飛行場



○国土交通省告示第二百六十号

秋田空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、秋田県が空港の設置者とみなされる。

二　空港の名称及び位置　秋田空港　秋田県秋田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第九十八号を参照。）

エプロン

面積　六万六千二十八平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年四月二日

○国土交通省告示第二百六十一号

国土交通省東北地方整備局から仙台第一地方合同庁舎屋上ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置の目的　災害時における防災活動を効果的に実施するため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　国土交通省東北地方整備局　宮城県仙台市青葉区二日町九番十五号

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　仙台第一地方合同庁舎屋上ヘリポート　宮城県仙台市北緯三十八度十六分二秒　東経百四十度五十二分二十三秒（標高百二十七・八メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　財務省東北財務局　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度　全備重量の九・三トンに耐える強度